

平成28年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

以下は架空の事例である。

Y市の市役所前には、市が管理する「ふれあい広場」があり、市民の憩いの場となっている。「ふれあい広場」の敷地面積はそれほど大きくないものの、噴水や芝生など、子どもたちが遊ぶスペースとともに、ベンチやカフェもあり、大人が読書をしたり、市民同士で話をする姿が見られる。

Xは、Y市民であり、30代の会社員である。Xは、最近の政治問題に関心を持っており、学生時代の友人と勉強会をしたり、講演を聞きに行くなどしていたが、もっと市民間で話し合うべきではないか、市民に自分達の問題関心を訴えるべきではないか、と考えた。そこで、仲間とともに、「ふれあい広場」で最近の与党政治を批判するビラを配ることにした。X達は、コピーが格安にできるお店で、100部のビラをコピーし、週末の「ふれあい広場」に持参し、配っていた。週末の「ふれあい広場」は人も多く、他にも美容室が開店するというビラを配る人や、ティッシュを配る人もいた（Xも他の人も、ビラ配布に関する許可は取っていない）。

そんななか、休日出勤をしていた市役所職員のAは、X達が配るビラを見て問題を感じ、市長に連絡をした。市長は、ビラを検討した結果、Y市ふれあい広場条例 5条に基づき、「公序良俗に反する」として、X達にビラの配布を中止するように申し入れた。

Xは、なぜ自分たちだけが中止を命じられるのか納得がいかない。そこで、Y市に対して、損害賠償を求める訴訟を提起することにした。

【問題】 この訴訟において、X側はどのような憲法上の主張をすることができるだろうか。

Y市ふれあい広場条例

第1条 市民にふれあいの場を提供することにより、市民の健康の増進を図るとともに、周辺地域の生活環境の向上に資するため、Y市ふれあい広場(以下「広場」という。)を設置する。

第3条 広場の施設や一部分を使用しようとする者は、使用の2週間前までに市長に使用目的を明記の上、申し出て、許可を受けなければならない。

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広場の使用を許可しないことができる。

- (1) 広場の設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 広場の施設等を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 広場の管理上支障があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用が不相当であるとき。

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広場の使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第1号から第5号までに規定する事由が生じたとき。
- (2) 使用の許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

【刑 法】

Xは、突然Aからナイフで切り付けられそうになったので、その身を守るために、落ちていた石をAに向かって投げた。しかし、その石はAには当たらず、近くにいたBに命中し、Bが負傷した。なお、Xは、Bの存在を全く認識していなかったものとする。Xの罪責を論ぜよ。